

小規模事業者持続化補助金 一般型

（通常枠）とは？

採択のポイントやスケジュールも

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず公式 HP をご確認ください。

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者等が行う販路拡大や生産性向上等に活用できる制度です。複数の申請類型があるうち、特に多くの事業者が申請するのが、一般型（通常枠）です。

そこでこの記事では、小規模事業者持続化補助金の一般型（通常枠）に焦点をあて、制度の概要や採択のポイント、スケジュールなどを解説します。

小規模事業者持続化補助金の全体像

	一般型				創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型
	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠			
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者へ転換	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）
補助上限	50万円	補助上限50万円上乗せ	補助上限150万円上乗せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円
補助率	2／3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3／4			定額、2／3	2／3	・地域振興等機関 定額 ・参画事業者 2／3	定額
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費			左記に加え、設備処分費、車両購入費	通常枠同様	・地域振興等機関…人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費 ・参画事業者…旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費	専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑役務費、広報費、委託費
昨年度補正予算等からの主な変更点	卒業枠・後継者支援枠を廃止			令和6年奥能登豪雨を対象に追加		参画事業者を「小規模事業者」に限定	

出典： [中小企業庁 持続化補助金の概要](#)

掲載ページ： [中小企業庁 中小企業対策関連予算](#)

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者等が商工会・商工会議所等と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取り組みを支援する制度です。

本補助金には、上図のとおり、複数の申請類型があります。

申請類型ごとに補助対象者や補助対象経費、補助率、補助上限額が異なります。

小規模事業者持続化補助金 一般型（通常枠）の概要

参照：[商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞](#)

[商工会地区 小規模事業者持続化補助金【一般型・通常枠】 申請について](#)

一般型（通常枠）の補助対象者は、経営計画を作成して販路開拓等に取り組む小規模事業者等です。

補助対象経費の範囲が広く汎用的であることから、他の申請類型と比較して事業者にとって活用しやすいと言えます。

なお、要件を満たす場合、特例として補助率の拡充や補助上限額の上乗せが適用されます。

補助対象経費

一般型（通常枠）の補助対象経費は、次のとおりです。

- 機械装置等費
- 広報費
- ウェブサイト関連費
- 展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）
- 旅費
- 新商品開発費
- 借料
- 委託・外注費

以降、主な経費として、機械装置費等・広報費について解説します。加えて、関連するウェブサイト関連費についても紹介します。

<機械装置費等について>

機械装置秘湯は、販路開拓や業務効率化といった補助金の目的に沿う場合の機械装置等の導入費用を指します。補助対象となる機械装置等費の例として、以下が挙げられます。

- 自動車等車両のうち「[減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）](#)」の「機械及び装置」区分に該当するもの（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備）
- 新たなサービス提供のための製造・試作機械（特殊印刷プリンター、3D プリンター含む）
- 衛生向上や省スペース化のためのショーケース など

1 件あたり 100 万円（税込）超の機械装置等を購入をする場合、価格の妥当性を確認するため、2 者以上からの見積が必要です。

なお、補助事業の遂行に必要な機器・設備等のリース料も補助対象となります。補助対象事業実施期間中のリース料が対象であり、リース会社との共同申請は対象外です。

また、通常の事業活動のための費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象外となります。

<広報費等について>

広報費とは、補助事業計画に基づいて商品やサービスを広めるために使用する経費を指します。一方で、単なる会社の PR や通常の営業活動にかかる広報費は補助対象外です。

補助対象となる具体例は次のとおりです。

- チラシ・カタログの外注や発送
- 新聞・雑誌などへの商品・サービス広告
- 街頭ビジョン広告やデジタルサイネージ広告など、映像・動画を使用した屋外広告の掲載料

なお、ウェブサイトや動画制作に関する広報費は、後述する「ウェブサイト関連費」として計上する必要があります。

＜ウェブサイト関連費について＞

ウェブサイト関連費とは、販路開拓を目的としたウェブサイトの開発や構築などにかかる経費を指します。具体例としては、次の例が挙げられます。

- 商品販売のためのウェブサイト作成や更新
- インターネット広告やバナー広告の実施
- オフラインを含むシステム開発

ただし、ウェブサイト関連費単独では申請できません。必ず「機械装置等費」「広報費」「展示会等出展費」など、他の経費と組み合わせて申請する必要があります。

さらに、ウェブサイト関連費の申請額には上限があり、補助金交付申請額の 1/4（最大 50 万円）までとなっています。

なお、50 万円（税抜）以上の費用でウェブサイトを作成・更新する場合、そのウェブサイトは「処分制限財産」に該当します。

この場合、補助事業終了後であっても取得日から原則 5 年間は、補助事業目的外での使用・譲渡・担保提供・廃棄などの処分が制限されます。

処分制限期間中にウェブサイトを処分する際は、必ず補助金事務局へ承認申請を行い、承認を得た後でないと処分できないのでご注意ください。

補助率・補助上限額

一般型（通常枠）の補助率・補助上限額は、次のとおりです。

補助率	2/3（賃金引上げ特例のうち赤字事業者 3/4）
補助上限額	50 万円
インボイス特例	50 万円上乘せ※ ※インボイス特例の要件を満たしている場合に限る
賃金引上げ特例	150 万円上乘せ※ ※賃金引上げ特例の要件を満たしている場合限り

上記特例の要件を ともに満たす事業者	200 万円上乘せ※ ※両特例要件を満たしている場合に限る
-----------------------	----------------------------------

インボイス特例として、免税事業者から課税事業者に転換した場合、補助上限額に 50 万円を上乘せします。

また、賃金引上げ特例として、事業場内最低賃金を 50 円以上引き上げた場合は、補助上限額に 150 万円を上乘せします。

両特例の要件をいずれも満たす場合は、補助上限額に計 200 万円を上乘せし、最大 250 万円を交付します。

なお、「賃金引上げ特例」に取り組む事業者のうち、直近 1 期または直近 1 年間の課税所得金額がゼロ以下である事業者に対しては、補助率を 3/4 に引き上げます。

採択事例

ここでは、過去公募の採択事例から、運送業・製造業・建設業の主な例を紹介します。

<運送業>

- 近距離冷蔵輸送の本格的開始とその広告宣伝等による売上向上
- 営農に運送事業者としての独自ノウハウを加味し、価値創造を実現

<製造業>

- 新製品を製造し売上向上するための新型溶接機の導入事業
- スチーム機能付オーブンの導入によるパンの製造で生産性向上と販路拡大

<建設業>

- 工事作業の効率化による新たな販路開拓事業
- エクステリア展示場の新設による B to C 取引アップ

参照：[小規模事業者持続化補助金＜一般型＞【商工会地区】第 16 回締切分採択者一覧](#)
[小規模事業者持続化補助金＜一般型＞【商工会地区】第 15 回締切分採択者一覧](#)

掲載ページ：[全国商工会連合会 小規模事業者持続化補助金 一般型（8～16 回目公募締切分）](#)

採択のポイント

一般型（通常枠）には審査があり、不採択となる可能性もあります。採択を目指すには、加点項目をおさえることが重要です。

加点項目は【重点政策加点】【政策加点】からそれぞれ 1 種類、合計 2 種類まで選択・申請可能です。

2 種類以上を選択した場合には、加点審査の対象外となるので注意しましょう。各加点項目は、次のとおりです。

【重点政策加点】

- ①赤字賃上げ加点
- ②事業環境変化加点
- ③東日本大震災加点
- ④くるみん・えるぼし加点

【政策加点】

- ①賃金引上げ加点
- ②地方創生型加点
- ③経営力向上計画加点
- ④事業承継加点
- ⑤過疎地域加点
- ⑥一般事業主行動計画策定加点
- ⑦後継者支援加点
- ⑧小規模事業者卒業加点
- ⑨事業継続力強化計画策定加点
- ⑩令和 6 年能登半島地震等に伴う加点

加点項目には、適用要件を満たすために時間を要するものと、比較的期間を要さないものがあります。

加点申請を検討する際は、各項目の内容とあわせて、要件を満たすために必要な期間もご確認ください。

公募スケジュール

一般型（通常枠）は、現在第 18 回公募実施中です。具体的なスケジュールは、次のとおりです。

- 公募要領公開：令和 7 年 6 月 30 日（月）
- 申請受付開始：令和 7 年 10 月 3 日（金）
- 申請受付締切：令和 7 年 11 月 28 日（金） 17:00
（事業支援計画書（様式 4）発行の受付締切 令和 7 年 11 月 18 日（火））

申請受付開始までに、次の 2 つを行いましょう。

- 公募要領の確認・必要書類の準備
- G ビズ ID プライムもしくは G ビズ ID メンバーのアカウント取得

アカウントの取得には数週間程度を要しますので、未取得の場合は早めに利用登録を行ってください。

過去の採択状況

小規模事業者持続化補助金 一般型における直近 第 16 回の採択率は、次のとおりです。

令和 7 年以降、一部申請枠の再編があったため、参考値となります。

公募期間：令和 6 年 5 月 8 日～令和 6 年 5 月 27 日

応募総数	7,371 件
採択数	2,741 件
採択率	37.2%

参照：[中小企業庁「小規模事業者持続化補助金（第 16 回締切分）」の補助事業者が採択されました](#)

まとめ

この記事では、小規模事業者持続化補助金の一般型（通常枠）に焦点をあて、制度の概要や採択のポイント、スケジュールなどを解説しました。

申請受付開始は 10 月 3 日ですので、それまでにしっかりと準備を行い、採択を目指しましょう！

令和 7 年 8 月 19 日 作成：株式会社 Stayway